

第 5111 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

JA 共済の医療共済契約への乗換制度を利用する場合

Q：従来から加入しているJA共済の医療共済契約を乗換制度を利用して新しい医療共済契約に変更しようと思います。特約にかかる積立金は、どのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

JA医療共済契約の乗換制度とは、既存の医療共済及び定期医療共済（以下「既存の医療共済等」といいます。）並びに全入院特約を新しい医療共済に統合するとともに、特約部分についても医療共済へ乗り換えることを認める制度で、特約にかかる積立金だけを消滅させ、医療共済の主契約へ乗換することができるという点に特徴があります（この部分だけを分離して単独の契約とすることはできません）。

つまり、この乗換制度は、特約に係る積立金を乗換後の主契約の一部に充当するというものですが、この特約が乗換前の主契約から分離して単独の契約として存続することができないものであり、また、転換制度のように実質的に契約の継続性を失わない契約でもないことや、特約の医療共済への乗換については、特約が乗換前の主契約から分離した時点でいったん解約処理されるもので、その継続性がないことから、その積立金は次のように取り扱われることとなっています。

- ①乗換前契約の契約者が共済掛金を負担している場合…所得税の対象（一時所得）
- ②乗換前契約の契約者が共済掛金を負担していない場合…贈与税の対象

